

令和 年 月 日

社会学研究科長 殿

住所

氏名 ㊟

学籍番号

学位論文（博士）のインターネット公表の一時保留について

下記の事由により、博士論文のインターネットによる公表には支障があると思われますので、ご承認願います。なお、当該事由がなくなりましたら速やかに報告します。

記

インターネット公表できない事由：

--

インターネット公表可能日： 年 月 日

※出版刊行、多重公表を禁止するジャーナルへの掲載の【予定】が事由の場合の公表猶予期間は、学位授与から最長5年とする。

※公表可能日を経過した場合には、他の理由の届け出がない限り、自動的に全文が公表される。

※博士論文の全文または一部がすでに出版されている、出版契約済みである、多重公表を禁止するジャーナルへの掲載済みである場合で、インターネット公表に対する許諾が得られていない場合は、公表可能日を空欄とし、その事由を上記に記載すること。

インターネット公表できない箇所：[全文 ・ 一部] いずれかに○

「一部」の場合は該当箇所を以下に記載すること。

--

【注意事項】

※ 博士論文のインターネットによる公表ができない「やむを得ない事由がある場合」とは、次に掲げる場合が想定される。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

※ 「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は、その旨を速やかに社会学研究科事務室に連絡し、当該博士論文の全文を、大学の機関リポジトリにより公表すること。

※ 研究科委員会で学位論文の全文またはその一部をインターネット上では非公開とすることが承認された場合には、次のものを提出すること。

- ① 公表できない事由が出版刊行予定、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載予定の場合は、そのことが確認できる書類
- ② 博士論文の内容を要約したもの、あるいはインターネット上で公開できない部分だけを塗り潰したPDFファイル

※ 論文の要約の公表が承認された場合においても、求めに応じて論文の全文を閲覧に供する。

【参考】一橋大学学位規則（一部抜粋）

第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表するものとする。ただし、博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会等の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。